

## 市長表彰式、辞令交付式及び令和2年度第5回臨時総会 議事録

開催日時	令和2年7月20日（月） 午後2時30分～午後4時35分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6階 会議室
出席委員	大崎恭寿 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 久保田彦昭 森田浩明 大野 哲 竹内佳代 中島正根 山本和正 前田眞作 上田 博 久保壽美男 川澤一博 中村富貴 矢野 強 以上19名
欠席委員	なし
永年勤続農業 委員会委員表 彰受賞者	大野 哲 竹内義昭 西野幸一 松田 環 以上4名
市長部局 出席者	農林水産部 宮地副部長 農林水産課 島崎課長 鏡地域振興課 川上課長 土佐山地域振興課 刈谷課長 春野地域振興課 佐竹課長 耕地課 森本課長 以上6名
事務局	岩崎事務局長 近森次長 竹内係長 堀内係長 長澤主任 廣末主査補 以上6名
議 題	議案第1号 会長の互選 議案第2号 議席決定 議案第3号 会長職務代理者の互選 議案第4号 高知市農業委員会農地法等事前審査会実施要項の廃止について 議案第5号 高知市農業委員会事前審査会設置要綱（案）の制定について 議案第6号 事前審査会の農業委員の配置（案）及び委員長、副委員長の選任について 議案第7号 運営委員会委員の選任について 議案第8号 高知市担い手育成総合支援協議会会員となる農業委員の選任について 議案第9号 農地利用最適化推進委員の担当区域及び定数の承認について 議案第10号 農地利用最適化推進委員の委嘱の決定について 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 議案第12号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

市長表彰式及び 辞令交付式開会	農林水産課島崎課長の司会により開会を宣す。(午後2時30分)
市長挨拶	— 開催にあたり岡崎誠也市長 挨拶 (農林水産部宮地副部長代読) —
市長表彰式	— 大野 哲, 竹内義昭, 西野幸一, 松田 環 4名表彰 — — 大野 哲 謝辞 —
農業委員会委員 辞令交付式	— 宮地副部長 辞令書交付 —
第5回臨時総会 開会	農業委員会事務局近森次長の司会により, 令和2年度第5回臨時総会の開会を宣す。(午後3時10分)
農業委員会 憲章の唱和	農業委員会岩崎事務局長が前文を朗読し, 全員で憲章唱和
仮議長選任	高知市農業委員会会議規則第6条第3項の規定により, 高橋委員が仮議長となり, 会議を進行する。
総会成立の報告	在任委員19名中全員が出席しており, 仮議長が農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき, 本日の総会が成立することを報告する。
仮議席の指定	仮議長が各委員が着席している議席を仮議席と指定する。
自己紹介	— 農業委員 自己紹介 — — 農林水産部 自己紹介 — — 農業委員会事務局 自己紹介 —
農林水産部退席	— 自己紹介終了後農林水産部 退席 —
議事録署名委員 選任	会議規則第23条第2項の規定により, 仮議長が, 議事録署名委員として大崎委員, 矢野委員の2人を指名する。
議 事 仮 議 長	これより議事に移ります。 「議案第1号 会長の互選」を行います。 高知市農業委員会規程第2条に, 「会長の互選は, 総会において委員会の委員の単記無記名投票により行い, 投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし, 投票数の同じ者が2人以上あるときは, くじで定める。」とあります。 また, 同条第2項において, 「出席委員全員に異議のないときは, 指名推薦の方

仮議長	<p>法によることができる。」と規定されています。</p> <p>それでは、互選の方法についてお諮りいたします。投票によるか、指名推薦によるか、いかがいたしましょうか。</p>
加藤委員	<p>指名推薦の方法でいかがでしょうか。</p>
仮議長	<p>指名推薦との発言がございましたが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
仮議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。どなたか推薦したい方がおいでましたら、発言をお願いいたします。</p>
西本委員	<p>大野委員を推薦します。人格も良いし、人脈も広いし、何期にも渡っての会長職務代理者及び会長を全うされておりますので、大野委員を推薦します。</p>
仮議長	<p>大野委員を推薦するという声が挙がりましたが、他に推薦はありませんか。</p>
委員	<p>— 推薦なし —</p>
仮議長	<p>他にないようですので、出席委員全員の総意により、大野委員を会長とすることにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
仮議長	<p>ご異議なしとのことですので、大野委員が会長に決定いたしました。</p> <p>会議規則第 10 条の規定により、会長が会議の議長となり、議事を統括することになっておりますので、議長席にお着き願います。それでは、私の仮議長の役をこれにて終わります。皆様、ご協力をありがとうございました。</p>

<p>議 長</p>	<p>— 大野会長 就任挨拶 —</p> <p>それでは、私が議長として会議を進行いたします。</p> <p>「議案第2号 議席の決定」を行います。</p> <p>議席は、会議規則第9条の規定により、会長が定めることになっております。</p> <p>ただ今、ご着席の仮議席をもって、議席といたします。</p> <p>続きまして、「議案第3号 会長職務代理者の互選」を行います。</p> <p>農業委員会等に関する法律第5条第5項におきまして、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と定められております。</p> <p>また、委員会規程第3条第1項で委員会に会長職務代理者を置くことが定められており、同条第2項で、互選については会長の互選の規定を準用すると定められております。</p> <p>なお、会長職務代理者は、3年間の委員の任期中務めることとなっております。</p> <p>それでは、互選の方法について、お諮りいたします。</p> <p>投票によるか、指名推薦によるか、いかがいたしましょうか。</p>
<p>久保委員</p>	<p>会長と同じく指名推薦でいかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>指名推薦との発言がございましたが、ご異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、互選の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。</p> <p>どなたか推薦したい方がおいでしたら、発言をお願いいたします。</p>
<p>久保委員</p>	<p>矢野委員を推薦します。理由としましては、先ほど本人の挨拶にもありましたように、春野地区における中古ハウスの対応、新規就農者のお世話などの功績があります。今後とも春野地区については、矢野委員と同じ年代の若い農業者がたくさんおり、活躍の場が広がると思いますので、よろしく願いいたします。</p>

議 長	矢野委員を推薦するという声が挙がりましたが、他に推薦はありませんか。
委 員	— 推薦なし —
議 長	他にないようですので、出席委員全員の総意により、矢野委員を会長職務代理者とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、矢野委員が会長職務代理者に決定いたしました。続きまして、「議案第4号 高知市農業委員会農地法等事前審査会実施要項の廃止について」、「議案第5号 高知市農業委員会事前審査会設置要綱（案）の制定について」、事務局より一括して説明願います。
岩崎事務局長	<p>「議案第4号 高知市農業委員会農地法等事前審査会実施要項の廃止について」、及び「議案第5号 高知市農業委員会事前審査会設置要綱（案）の制定について」、は関連する議案ですので、あわせてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料で、表題に「事前審査会に関する規定の見直し」と書かれた資料をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>事前審査会に関する実施要項の廃止及び設置要綱の制定につきましては、この度の農業委員の任命の結果を受けて見直すものであります。各事前審査会に農業委員の配置を割り振った場合、この資料の上の表のとおりとなり、第三事前審査会の構成では農業委員が1人減り、4人から3人となります。</p> <p>この第三事前審査会では、従前から管内東部・中央部区域であります久重、一宮、布師田、高須、大津といった地区出身の農業委員が不在でありまして、非農地証明等の現地調査では特定の農業委員への負担を強いる格好となっております。それが今回の任命でさらに負担が生じる可能性が高いこととなりましたので、7月7日開催の運営委員会でこのことについて協議を行いました。協議では、高須地区に隣接する五台山地区を第二事前審査会から第三事前審査会への構成に変更する、お手元の資料の中段の表に示す案が出され、これに基づいて事務局で関係規定の見直し</p>

岩崎事務局長

を行い、今回の議案を提出させていただいたところです。

今回の見直しで大きく変わった点は、資料の下段に列記しております。まず一点目は、先ほどご説明させていただきました内容で事前審査会の構成について見直しを行い、この構成の区分では、このあと議案第9号として提出しております農地利用最適化推進委員の担当区域を単位として表記することとしました。

二点目は、農業委員会では、法に基づいて申請者から提出のあった申請書等の審査及び審議を行っておりますが、当委員会ではこれらの申請書類を事務処理上の取り扱いとしましては、原則、毎月15日を「申請書受付締切期日」としており、実施要項の「事務の流れ」の規定で位置付けて運用してきました。この期日を基準にして、現在、事前審査会や農地総会を開催しておりますが、新しい農業委員会体制となつてから事前審査会の目的や運営が確立されてきた経緯もあり、規定としては「要項」のまま運用するのではなく、農業委員会の内規として位置付けた「要綱」として運用することが適当だと考え、実施要項の廃止とあわせて事前審査会の設置要綱案を提出いたしました。

規定案では、お手元の事前審査会設置要綱（案）の第5条第3項がそれに当たりますが、その条文を読ませていただきます。

「事前審査会の議事は、委員会に対し、当該月の15日（その日が高知市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日）までに所掌事項に係る申請又は依頼等のあったものを対象とする。ただし、会長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。」と定めております。

三点目は、今回の見直しに合わせて、これまで実施要項で定めていました各事前審査会の定数を廃止し、農業委員の任命に対応できる規定に改めることとしました。

四点目は、事前審査会の運営上において、各事前審査会から、農業委員の任期の基準日となる7月20日をもって、委員長及び副委員長の改選を求めらるご提案などがあり、このことについては要項で定めていませんでしたので、会長が農地総会に諮ってから各事前審査会で協議して決めるような措置をとってございました。今回の見直しでは、このことについて運用できる規定を加えることとしました。

設置要綱（案）の第4条をご覧くださいませでしょうか。

岩崎事務局長

この規定では、「委員長及び副委員長の任期は、農業委員の任期による。」としたうえで、ただし書きとして「任期の途中であっても、委員長が事前審査会に諮って新たに委員長及び副委員長を農業委員の互選により交代させることができる。」と規定することとしました。これによって、会長が農地総会に諮ることなく、事前審査会の委員長判断によって委員長及び副委員長を交代させることができることとなります。

五点目の最後の項目、実施要項に定める「事務の流れ」の規定については、先にご説明した内容と重なりますので、説明は省略いたします。

改めて、お手元の議案第5号の別紙「高知市農業委員会事前審査会設置要綱(案)」をご覧くださいませでしょうか。

第1条では、規定を「設置要綱」としましたので、農業委員会法第6条第1項に規定する所掌事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的に事前審査会を置く、としました。

第2条では、実施要項に規定していた審議案件に、第5号の農振法の農業振興地域整備計画の策定又は変更に係る答中に関する事と、第6号の生産緑地地区の指定に伴うところの都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の決定に関する事に加え、この条文に掲げる事項について協議を行い、必要に応じて調査することとしております。

第3条では、今回の構成の見直しを加えたほか、委員の定数を廃止し、地区名には推進委員の担当区域を単位とした規定としております。

第4条の委員長及び副委員長の規定では、先にご説明した第4項の規定以外はこれまでの規定と変わりありません。

第5条の規定では、第1項の、事前審査会は委員長が招集し、委員長が議長となる規定はこれまでと同じですが、任期の最初に召集される事前審査会は、委員長による招集が間に合わない場合も想定されますことから、その場合は会長が招集することができる条文を加えております。また、第2項では、事前審査会を別表に定める期日に沿って毎月1回行うと定めておりますが、例えば現地調査を別の日に行い協議する必要があるような案件が出てきた場合には、委員長の判断で、別表の期日に支障が生じないように、1回の開催を超えて行うことができる規定を新たに加えております。第3項については、先ほどご説明したとおりです。

<p>岩崎事務局長</p>	<p>次の第6条及び第7条に規定する「現地調査等」及び「農地総会への報告」については、これまでの規定の内容と大きく変わっておりません。</p> <p>最後に、要項を廃止し要綱に改めたことから、第8条に「雑則」の条文を加え、「この要綱に定めるもののほか、事前審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。」としました。</p> <p>この総会で決定いただけた場合は、当該要綱の施行日を令和2年7月20日として制定させていただき、このあとの議案についてご審議いただければと考えております。</p> <p>以上で、議案第4号及び議案第5号のご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>— 意見なし —</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、「議案第6号 事前審査会の農業委員の配置（案）及び委員長、副委員長の選任について」、事務局より説明願います。</p>
<p>岩崎事務局長</p>	<p>「議案第6号 事前審査会の農業委員の配置（案）及び委員長、副委員長の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>先ほどの第5号の議案についてご審議によって決定されました、事前審査会設置要綱第3条の規定に基づいて、このたび市長から任命されました農業委員を配置しますと、下の表に記載された配置案となります。</p> <p>このことについてご確認のうえご承認いただければと思います。</p>



岩崎事務局長	<p>この配置でご承認いただければ、この会場において事前審査会ごとに集まっていただき、設置要綱第4条第1項の規定に基づき、農業委員の互選によって、各事前審査会の委員長及び副委員長1人を決めていただけますよう、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより、選出に移ります。</p> <p>第一事前審査会、第二事前審査会、第三事前審査会、第四事前審査会ごとにお集まりいただき、それぞれ協議をお願いいたします。</p> <p>では、移動してください。</p> <p>— 事前審査会ごとに協議 —</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>委員長及び副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>議案書にご記入ください。</p> <p>第一事前審査会委員長は高橋委員、副委員長は池澤委員、第二事前審査会委員長は久保田委員、副委員長は中島（義）委員、第三事前審査会委員長は山本委員、副委員長は中島（正）委員、第四事前審査会委員長は上田委員、副委員長は川澤委員と決定いたしました。</p> <p>続きまして、「議案第7号 運営委員会委員の選任について」、事務局より説明願います。</p>
近森次長	<p>それでは、「議案第7号 運営委員会委員の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>議案第7号の1ページをご覧ください。</p> <p>運営委員会委員の選任については、高知市農業委員会運営委員会設置要綱第2条の規定に基づき、運営委員会委員の構成員は、「次に掲げる者をもって組織する」とあり、（1）会長、（2）会長職務代理者、（3）事前審査会の委員長4人、（4）農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員1人ということから、（1）より大野会長、（2）より矢野会長職務代理者、（3）より高橋委員、久</p>

近森次長	保田委員，山本委員，上田委員，（４）より廣井委員の7名ということになります。
議 長	説明が終わりましたが，この件について，ご意見，ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので，本件は，議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので，本件につきましては，議案どおり承認することといたします。
	続きまして，「議案第8号 高知市担い手育成総合支援協議会会員となる農業委員の選任について」，事務局より説明願います。
堀内係長	<p>それでは，「議案第8号 高知市担い手育成総合支援協議会会員となる農業委員の選任について」，ご説明いたします。</p> <p>高知市担い手育成総合支援協議会は，高知市，高知県，JA，農業委員会などで構成され，認定農業者や認定新規就農者の育成・確保や耕作放棄地の再生利用などに取り組んでいる団体です。</p> <p>先ほど申しましたとおり，農業委員会も構成団体の一つであり，農業委員が会員となって年に1回の総会等に出席することになります。</p> <p>今回の改選にあたりまして，協議会の会員となる委員1名を選任していただきたいと考えております。</p> <p>なお，会員の期間は農業委員の任期と同じ令和5年7月19日までとなりますので，よろしく願いいたします。</p>
議 長	先般まで高橋委員に務めていただいておりますが，この件につきましては，互選ということでございます。どなたか推薦したい方がおいででしたら，発言をお願いいたします。

加藤委員	引き続き高橋委員を推薦します。
議長	高橋委員を推薦するという声が挙がりましたが、他にございませんか。
委員	— 推薦なし —
議長	ないようですので、高橋委員に決定したいと思います。ご異議ございませんか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、高橋委員に決定いたします。 続きまして、「議案第9号 農地利用最適化推進委員の担当区域及び定数の承認について」、事務局より説明願います。
岩崎事務局長	それでは、「議案第9号 農地利用最適化推進委員の担当区域及び定数の承認について」、ご説明いたします。 推進委員の委嘱につきましては、農業委員会法第17条第2項に「農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない」と規定されております。 なお、この規定に基づいて本市農業委員会では、高知市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則第2条において、「農業委員会は推進委員が担当する地区を別表のとおり定め、その地区を単位として、推進委員の推薦及び募集を行うものとする。」と定めており、この度の委員の改選に当たって推進委員の推薦及び募集を行ったところです。 それでは、議案第9号の推進委員の担当区域及びその区域ごとの推進委員の定数について、議案として記載しております内容を順に読み上げますので、改めてご確認のうえご承認のほどよろしくお願いたします。 — 担当区域ごとの推進委員の定数について 読み上げ —
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

西本委員	現在、選考している推進委員の人数を変えるわけにはいけないと思いますので、この定数でよろしいと思います。
議 長	委員が改選される度に承認をしないといけませんか。
岩崎事務局長	先ほど説明したとおり農業委員会法に区域を定めて委嘱をするという手続きが規定されておりますので、今回、審議していただくことは、これに基づくものと捉えております。
議 長	次の議案の審議に向けて今回の審議をするということですか。
岩崎事務局長	まず、この議案を確認したうえで委嘱となります。
議 長	新しい農業委員会の体制になってから承認が必要ということですね。
岩崎事務局長	そうです。
議 長	分かりました。他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。  続きます、「議案第10号 農地利用最適化推進委員候補者の委嘱の決定について」、事務局より説明願います。

<p>近森次長</p>	<p>それでは、「議案第 10 号 農地利用最適化推進委員候補者の委嘱の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>任期といたしましては、令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までの 3 年間となっております。先ほど議案第 9 号で承認をいただいた候補者については、高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程第 2 条第 1 項に基づく推進委員候補者の選考結果の報告が令和 2 年 7 月 7 日にあり、その報告に基づきまして委嘱する案としております。</p> <p>具体的に申し上げます。旭地区、定数 1 名で、楠瀬裕久さん。秦地区、定数 1 名で、森本佳典さん。初月地区、定数 1 名で、西野幸一さん。朝倉地区、定数 3 名で、岡崎正一さん、佐々木英男さん、宮崎久司さん。鏡地区、定数 2 名で、大崎達美さん、山本修彦さん。中央地区、定数 1 名で、野中秀彦さん。潮江地区、定数 1 名で、熊澤秀治さん。三里地区、定数 1 名で、北川辰雄さん。五台山地区、定数 1 名で、横田和秀さん。鴨田地区、定数 1 名で、邑岡和昭さん。長浜地区、定数 1 名で、山崎賢幸さん。高須地区、定数 1 名で、楠瀬秀樹さん。布師田地区、定数 1 名で、野々村壽昭さん。一宮地区、定数 1 名で、山本巖さん。久重地区、定数 1 名で、和田善次さん。大津地区、定数 1 名で、川村隆一さん。介良地区、定数 1 名で、島村智明さん。土佐山地区、定数 2 名で、中家富男さん、和田卓英さん。春野町弘岡上地区、定数 1 名で、中嶋幸一さん。春野町弘岡中・弘岡下地区、定数 2 名で、氏原嗣志さん、山下昇さん。春野町西分地区、定数 1 名で、廣瀬良之さん。春野町芳原地区、定数 1 名で、上田正則さん。春野町諸木・内ノ谷地区、定数 2 名で、門屋英二さん、元屋敷謙二さん。春野町秋山・甲殿地区、定数 1 名で、島田研一さん。春野町仁ノ・西畑地区、定数 1 名で、長崎克明さん。春野町森山地区、定数 1 名で、今村幸一さんの合計 32 名が推進委員の候補者となっております。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>布師田地区の野々村委員の住所は縄手町で間違いはないですか。</p>
<p>岩崎事務局長</p>	<p>間違いございません。</p>

議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、「議案第 11 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局より説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、「議案第 11 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人から、相続または遺贈により農地を取得して相続人が引き続き農業を営む場合、その農地の相続税の一部が納税猶予期限まで猶予され、一定の要件のもと免除される制度です。</p> <p>この制度の適用を受けるためには、相続開始日の翌日から 10 か月以内に、相続税の申告書に所定の書類を添付して、被相続人の住所地の管轄の税務署に提出することとなっており、その際、農業委員会が交付する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を添付する必要があります。これは被相続人、相続人及び申請地が納税猶予の適用要件に該当することを農業委員会が証明するものです。今回、この適格者証明願が提出されています。</p> <p>議案第 11 号と記載していますものの 1 ページから 3 ページをご覧ください。</p> <p>案件 1 は、被相続人が令和元年 10 月に亡くなられたことにより、相続人が介良の計 11 筆、2,531.52 m<sup>2</sup>の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち 11 番の土地には私道部分があり、その面積を除外しての申請となっております。</p> <p>以上 1 件です。この案件につきまして、申請人同行のうえ、地元の委員と現地調</p>

長澤主任	<p>査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。</p> <p>適格者証明書を交付したいと思いますので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見なし —</p>
議 長	<p>ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>— 異議なし —</p>
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、「議案第 12 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、事務局より説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、「議案第 12 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、ご説明いたします。</p> <p>相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から 20 年を経過するのに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から照会がありました。</p> <p>議案第 12 号と記載していますものの 1 ページをご覧ください。</p> <p>案件 1 は、被相続人が平成 12 年 6 月に亡くなられたことにより、相続人が、長浜の 1 筆、2,134.91 m<sup>2</sup>の農地を相続したものです。</p> <p>次に、2 ページをご覧ください。</p> <p>案件 2 は、被相続人が平成 12 年 7 月に亡くなられたことにより、相続人が秦の 1 筆、703.00 m<sup>2</sup>の農地を相続したものです。</p> <p>次に、3 ページから 5 ページをご覧ください。</p>

長澤主任	<p>案件3は、被相続人が平成12年12月に亡くなられたことにより、相続人が長浜と春野町の計47筆、30,442.54㎡の農地を相続したものです。このうち11番から17番、および、21、22番の土地につきましては、分筆又は地積更正を行ったため、申告時から地番又は面積が変更となっています。</p> <p>以上3件です。これらの案件につきまして、相続人本人又はご家族同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、いずれも農地として使用又は維持管理されていることを確認しております。特例の適用を受けた農地等の地番、作目など利用状況の詳細については、議案書に記載のとおりです。税務署へこの内容で報告したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、事務局より事務連絡があります。</p>
堀内係長	<p>— 広報に掲載する委員住所、連絡先の確認について —</p> <p>— 各委員の携帯番号の取扱いと議案等の送付先住所の確認について —</p> <p>— 報酬等の支払で使用する認め印について —</p>
近森次長	— 8月7日開催の会議予定（全体会の研修内容ほか）について —
長澤主任	— 県庁前地下駐車場利用券の配付、注意事項の連絡 —



議長	事務連絡が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	— 全国農業新聞の購読についてのお願い — 会長職務代理者の就任挨拶が抜かっておりました。大変失礼いたしました。
会長職務代理者	— 会長職務代理者 就任挨拶 —
議長	私も非常に頼りにしておりますので、よろしく願いいたします。 以上で、本日予定しておりました議題及び連絡事項は全て終了しました。その他に、委員の皆さんから、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	今日は、皆様のご協力のおかげで、滞りなく会議を進めることができました。本当にありがとうございました。 今後は改正農業委員会法に基づき、農業委員 19 名と推進委員 32 名が密に連携しながら、農地利用の最適化の推進に取り組み、本市農業の発展と農業者の地位向上のため努力してまいりましょう。 今日は長時間にわたり、お疲れ様でございました。 以上を持ちまして、令和 2 年度第 5 回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後 4 時 35 分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月8日

議長 大野 哲

議事録署名委員 大崎 恭寿

議事録署名委員 大野 強

議事録作成者 廣末 翔太